

## 【全日本ダンススポーツ統一級 公認級別競技 昇降級規程】

### (目的)

第1条 本規程はJDSFが公認する級別競技規則のA級～3級、ノービス戦、シニアⅠ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣA～D級における登録選手の昇級及び降級の基準を定めることを目的とする。

### (競技年度)

第2条 昇降級が該当する競技年度は、1月1日から12月31日とする。

以下の各条文の年度、年間もこれに準ずる。ただし登録年度は4月1日から翌年3月31日とする。

### (昇級)

第3条 昇級については別表1-1、1-2による。

成績とは競技会終了後のJDSFの公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。

昇級基準はその年度における成績とし、翌年度には繰り越さない。

### (昇級条件)

第4条 競技成立を条件に、最低1組は昇級とする。昇級条件の最下位が同点の場合は同点の全組が対象となる。

### (未登録選手)

第5条 未登録選手が、3級戦で最終予選に残る成績を得た場合には、任意による選手登録ができる。

但し、3級戦及びノービス戦で昇級資格を得たときは即日選手登録をしなければ、次の公認競技会に出場することは出来ない。

### (降級)

第6条 降級については別表2-1、2-2による。

成績とは競技会終了後の公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。

降級基準はその年度における成績とし、翌年度には繰り越さない。

### (昇降級優先順位)

第7条 競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は昇降級の上位の級を優先する。

### (降級特別措置)

第8条 出産、怪我及び疾病(医師の診断書が必要)で1年以上の療養を要する場合、

1年以上の海外出張(勤務先の証明書が必要)等で競技会に出場できない場合、

登録更新時までに、所属団体を通じて競技本部に申請し、妥当と認められた場合、

降級規程は適用されない。申請書と申請料は別途定める。

降級特別措置は、申請日以前に1年以上カップル登録をしている場合、組相手にも適用される。

### (附)

1 最終予選の定義は、昇級基準に関する内規を参照。

2 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則の規定による認定区分が、グレード6  
又はグレード5を認定された者がJDSF選手登録をする場合には3級を付与する。

3 学連の全日本戦1次予選通過者が初期登録する場合は、C級と認定する。(遡及措置なし)

4 学連に2年在籍した選手が卒業年までに初期登録する場合は、D級と認定する(遡及措置なし)

## ( 公認級別競技 昇 級 基 準 )

**別表 1-1 (一般級別競技)**

昇 級	昇 級 基 準	昇級期日
出場者が3級へ	3級戦に出場し最終予選に残る成績を得たとき	即日認定
下位級から 2級へ	3級戦に出場し、エントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大12位まで	即日昇級
下位級から 1級へ	2級以下の登録選手が2級戦に出場し、エントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大12位まで	1月1日
下位級から D級へ	1級以下の登録選手が1級戦に出場し、エントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大6位まで	1月1日
ノービスから D級へ	ノービス戦においてエントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大6位まで	即日昇級
下位級から C級へ	D級以下の登録選手がD級戦以上に出場し、エントリー組数の 10%以内（端数切り上げ最大6位まで）の成績を年度内2回獲得したとき	1月1日
下位級から B級へ	C級以下の登録選手がC級戦以上に出場し、エントリー組数の 10%以内（端数切り上げ最大6位まで）の成績を年度内2回獲得したとき	1月1日
下位級から A級へ	B級以下の登録選手がB級戦又はA級戦に出場し、エントリー組数の 10%以内（端数切り上げ最大6位まで）の成績を年度内2回獲得したとき	1月1日
A級から S p A級へ	年度の最初に定めたJDSF全国メイン競技会のうち、年度内に4回以上の 優勝または決勝で日本人トップの成績をおさめたカップル、あるいは同等以上の成績を有し、ダンススポーツ界の発展に寄与したと認められた場合 (審査あり)	随 時

注1：ノービス戦には、未登録選手及び1級以下の選手が出場できる。

注2：A～C級への所定の昇級基準1回を獲得した時は「1／2昇級」と呼称する。

**別表 1-2 (シニア系競技)**

昇 級	昇 級 基 準	昇級期日
有権者から シニア各D級へ	シニア各D級戦において最終予選に残る成績を得たとき	1月1日
下位級から シニア各C級へ	シニア各D級以下の選手がD級戦において、 20%以内（端数切り上げ）の成績を得たとき。最大12位まで	1月1日
下位級から シニア各B級へ	シニア各C級以下の選手がC級戦において、 15%以内（端数切り上げ）の成績を得たとき。最大6位まで	1月1日
下位級から シニア各A級へ	シニア各B級以下の選手がA級戦又はB級戦において、 10%以内（端数切り上げ）の成績を得たとき。最大6位まで	1月1日

注1：有権者とは、選手登録が完了し、各年齢条件に該当したものという。

注2：有権者が初めてシニア競技に出場する場合は、どの級からでも出場できる。  
ただし、持ち級が決定した場合は下位級戦に出場できない。

## ( 公認級別競技 降 級 基 準 )

**別表2－1 (一般級別競技)**

降 級	降 級 基 準	降級期日
S p A級	降級しないが、カップルを解消した場合は返上する	
A級から B級へ	次の①、②、③、④の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて JDSF 全国メイン競技会以外の A 級競技における 決勝 (6 位以内) 入賞。 注 1 、注 3 ② 年間を通じて JDSF 全国メイン競技会の準決勝入賞 または、1 次予選 2 回通過。注 2 、注 3 ③ 年間を通じてエントリー組数 30 組以上の A 級競技における 準決勝 5 回入賞 ④ 年間を通じて A 級競技に 5 回以上出場 ( 但し 1 次予選を 1 回以上通過 ) し、 シニア I 、 II いずれかの A 級に、昇級またはこれを維持	1月1日
B級から C級へ	次の①、②、③の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて B 級又は上位級における準決勝入賞 ( 60 組以上エントリーの場合、最終予選進出 ) ② 年間を通じて A 級競技における 1 次予選 2 回通過 ③ 年間を通じて B 級競技に 5 回以上出場し、 シニア I , II , III , IV いずれかの A 級に、昇級またはこれを維持	1月1日
C級から D級へ	次の①、②の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて、 C 級又は上位級において、最低 2 回 1 次予選を通過 ② 年間を通じて、 C 級競技に 5 回以上出場し、 シニア I , II , III , IV いずれかの B 級以上に、昇級またはこれを維持	1月1日
D級から 1級へ	次の①、②、③の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて、 D 級又は上位級において、最低 2 回 1 次予選を通過 ② 年間を通じて、 D 級競技に 5 回以上出場し、 シニア I , II , III , IV いずれかの C 級以上に、昇級またはこれを維持 ③ 年間を通じて、 D 級に 10 回以上出場し、 1 次予選の合計で 20 チェック以上を得た場合 ( フリーパスは除く )	1月1日
1級から 2級へ	1 級又は上位級競技で、年間 1 回も 1 次予選を通過出来なかつたとき	1月1日
2級以下の 降級	2 級以下登録選手の降級はないものとする。	

注 1 : エントリー組数が 15 組未満の場合は上位 40% 端数切り捨て最低 1 組とする。

同点の場合は、同点の全組が対象となる。

注 2 : エントリー組数は問わないものとする。

注 3 : JDSF 全国メイン競技会とは、 JDSF が毎年度発表する JDSF 公認全国メイン競技会とする。

**別表2－2 (シニア系競技)**

降 級	降 級 基 準	降級期日
シニア各 A 級から シニア各 B 級へ	各 A 級戦で、年間通して 1 回も準決勝に入賞出来なかつた場合 ( エントリー組数が 30 組未満場合は上位 40% 端数切り上げ、 最低 1 組とする。同点の場合は同点の全組が対象となる。 )	1月1日
シニア各 B 級から シニア各 C 級へ	各 B 級及び上位級戦で、年間 1 回も 1 次予選を通過出来なかつた場合	1月1日
シニア各 C 級から シニア各 D 級へ	各 C 級及び上位級戦で、年間 1 回も 1 次予選を通過出来なかつた場合	1月1日
シニア各 D 級	各 D 級の降級は無いものとする。	